

# ほうかごとうでいさーびす クリオネ 放課後等デイサービス クリオネ

## じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 ほうかごとうでいさーびす ていきょう じぎょうしゃ 1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

じぎょうしゃ 事業者	しゃかいふくしほうじん みらいは 社会福祉法人 未来波
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう やまし よしゆき 理事長 山西 賀之
ほんしゃしよざいち 本社所在地 (連絡先)	おおさかふや おしみなみうえまつちやう ちやうめ ばん ごう 大阪府八尾市南植松町1丁目27番8号 でんわ ふあつくす 電話072-990-1017 FAX072-990-1012
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	2009年 4月 1日

### 2 りやうしや さーびす ていきょう たんとく じぎょうしよ 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) じぎょうしよ しよざいちなど (1) 事業所の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	ほうかごとうでいさーびす クリオネ 放課後等デイサービス クリオネ
さーびすの 主たる対象者	しょう じ さいみまん しんたいしやう しや ちてきしやう しや せいしんしやう 障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者） （発達障がい児を含む）及び難病等対象者
じぎょうしよばんごう 事業所番号	していほうかごとうでいさーびす 指定放課後等デイサービス 2755520265号（平成29年4月1日指定）
かんりしや 管理者	てしま まさき 手島 正輝
じどうはつたつしえん 児童発達支援 管理責任者	てしま まさき 手島 正輝
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふや おしやましろちやう ちやうめ ばん ごう 大阪府八尾市山城町5丁目2番10号
れんらくさき 連絡先 相談担当者名	てしま まさき でんわ 手島 正輝 電話 072-926-6266 ふあつくす FAX 072-926-9276

じぎょうしょ つうじょう <b>事業所の通常の</b> じぎょうじっしちいき <b>事業実施地域</b>	やおしな <b>八尾市内</b>
じぎょうしょ おこ <b>事業所が行なう</b> たのサービス <b>他のサービス</b>	しょうがいふくしきーびすじぎょう <b>障害福祉サービス事業 「きつと」生活介護</b> 2715500944号 (2009年4月1日指定) しょうがいふくしきーびすじぎょう <b>障害福祉サービス事業 つちのこ (共同生活援助)</b> 2725500157号 (2015年4月1日指定) しょうがいふくしきーびすじぎょう <b>障害福祉サービス事業 「きつとわあくす」就労継続支援B型</b> 2715503021号 (2021年10月1日指定)
りやうていいん <b>利用定員</b>	10名
かいせつねんがっぴ <b>開設年月日</b>	2017年4月1日

(2) 事業の目的及び運営方針

じぎょう もくてき <b>事業の目的</b>	しょうがいじどう たちば た <b>障害児等の立場に立った適切なサービス提供の確保を行う</b>
うんえいほうしん <b>運営方針</b>	せいかつのもうりよく こうじょう <b>生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流</b> を図る事ができるよう、適切かつ効果的な指導訓練を行う

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび <b>営業日</b>	げつようび きんようび こくみん しゆくじつ <b>月曜日から金曜日、国民の祝日とする。</b> ただし年末年始12月28日から1月4日まで、ゴールデンウィーク、その他を除く。
えいぎょうじかん <b>営業時間</b>	へいじつ <b>平日</b> 午前11時00分から午後5時30分 しゆくじつ <b>祝日</b> 午前9時30分から午後4時00分 ちやうききゆうか <b>長期休暇</b> 午前9時30分から午後4時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

さーびすていきやうび <b>サービス提供日</b>	げつようび きんようび こくみん しゆくじつ <b>月曜日から金曜日、国民の祝日とする。年末年始12月28日から</b> <b>1月4日まで、ゴールデンウィーク、その他を除く。</b>
さーびすていきやうじかん <b>サービス提供時間</b>	へいじつ <b>平日</b> 午前11時00分から午後5時30分 しゆくじつ <b>祝日</b> 午前9時30分から午後4時00分 ちやうききゆうか <b>長期休暇</b> 午前9時30分から午後4時00分

### 3 事業所の構造・設備について

#### (1) 構造

構造	軽量鉄骨
敷地面積	499.30 m <sup>2</sup>
延床面積	137.48 m <sup>2</sup>

#### (2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	1室	日常のサービスに使用
静養室	1室	洋室・ソファ
シャワー室	1室	シャワーのみ
トイレ	3室	洋式トイレ2・車椅子専用トイレ1
台所	1室	お茶を沸かす
相談室	1室	
事務室	1室	

### 4 職員体制等について

#### (1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

	<p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、<b>通所給付決定保護者</b>及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 児童発達支援計画の原案の内容を<b>通所給付決定保護者</b>及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を<b>通所給付決定保護者</b>に交付します。</p> <p>(4) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回、発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
<p>その他従業者 （指導員）</p>	<p>3名（非常勤職員3名）</p>
<p>児童指導員</p>	<p>3名（常勤職員1名・非常勤職員2名）</p>
<p>運転手</p>	<p>3名（その他従業者）兼務3名</p>

(2) 職員配置

職 種	員数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1				
児童発達支援 管理責任者	1		1				
児童指導員	3	1		2			
その他従業者 (指導員)	3				3		
運 転 手	3				3		

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系			
管理者	平日 祝日 長期休暇	午前10時30分	午後6時30分	
児童発達 支援管理 責任者	平日 祝日 長期休暇	午前10時30分	午後6時30分	
その他従業者 (指導員)	平日 祝日 長期休暇 シフトによる	午前10時30分	午後6時30分	
児童指導員	平日 祝日 長期休暇	午前10時30分	午後6時30分	
運転手	シフトによる			

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話（コミュニケーション）等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の

1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

※ 児童発達支援費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が

償還払いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いいただきます。

この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの

市町村に児童発達支援費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

( かさんこうもく )  
【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金<sup>りょうきん</sup>が加算<sup>かさん</sup>されます。

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしやふたながく 利用者負担額	うち 内	かたち 容
じどうしどういんとうはいち 児童指導員等配置 加算(その他従業者)	90単位/日	左記の1割		常時見守りが必要な就学児への支援 や就学児の保護者に対する支援方法 の指導を行う等支援の強化を図るた めに通常求められる従業者の員数 に加え、理学療法士等、児童指導員等 又はその他の従業者を配置してい る場合に事業所の態様等に応じて 加算される。
かていれんけいかさん 家庭連携加算	1時間未満 187単位/回 1時間以上 280単位/回	左記の1割		障がい児の居宅を訪問し、障が い児及びその家族等に対する相談 援助等の支援を行った場合、月4 回まで加算されます
りょうしやふたんじょうげんがく 利用者負担上限額 管理加算	150単位/月	左記の1割		通所給付決定保護者の依頼によ り、負担上限月額を超えて事 業者が利用者負担額を徴収し ないように、利用者負担額の 徴収方法の管理を行った場合 に加算されます。
けっせきじたいおうかさん 欠席時対応加算	94単位/回	左記の1割		急病等により利用を中止した 場合に、連絡調整や相談援助を 行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。
そうげいかさん 送迎加算	54単位/回	左記の1割		事業所が障がい児に対し、送迎を 行った場合、片道につき加算され ます。
じぎょうしやないそうだんしえんかさん 事業所内相談支援加算	個別相談 100単位/回 グループ相談 80単位/回	左記の1割		事業所等において、障がい児と 家族等に相談援助を行った場合 に加算されます。 月1回まで加算されます。

<p>かんけいきかんれんけいかさ 関係機関連携加算</p>	<p>200単位/回</p>	<p>左記の1割</p>	<p>しょうがっこうとう かんけいきかん れんけい 小学校等の関係機関と連携して ほうかごとうで いさーびすけいかく さくせい 放課後等デイサービス計画の作成 にかかわるかいぎかいさいおよびひび に係る会議の開催及び日々の れんらくちようせい しゅうしょくまえ しゅうぎよう 連絡調整や、就職前の就業 よていさき れんらくちようせいおよ そろだん 予定先との連絡調整及び相談 えんじよ おこな ばあい つき 1かいげんど 援助を行った場合、月に1回限度 かさん 加算されます。</p>
<p>こべつさぽーとかさん 個別サポート加算</p>	<p>(I) 100単位/回 (II) 120単位/回</p>	<p>左記の1割</p>	<p>いちじるしくじゅうどおよびこうどうじよう かだい 著しく重度及び行動上の課題の あるケアニーズの高い障害児や たかいしょうがいじ 虐待等の要保護・要支援児童に ぎやくたいとう ようほご ようしえんじどう 対して支援を行った場合に加算さ れます</p>
<p>ふくし かいごしょくいんしよくう 福祉・介護職員処遇 かいぜんかさん 改善加算(I)</p>	<p>所定単位数の 8.4%</p>	<p>左記の1割</p>	<p>福祉・介護職員の賃金改善等につ いて一定の基準に適合する仕組み を実施している場合</p>
<p>ふくし かいごしょくいんとう 福祉・介護職員等 とくていしよくうかいぜんかさん 特定処遇改善加算 (II)</p>	<p>所定単位数の 1.0%</p>	<p>左記の1割</p>	<p>ふくし かいごしょくいんしよくうかいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算を しゅとく じぎょうしょ とうがいかさん 取得している事業所が当該加算の しよくばかんきようとうようけん かんしふくすう 職場環境等要件に関し複数の とりくみ おこなって 取り組みを行っているとともに、 ホームページ けいさいとう つうじたみえる HPへの掲載等を通じた見える か おこなって ばあい かせん 化を行っている場合</p>

6 その他の費用について

<p>内 容</p>	<p>料 金</p>
<p>そうさくてきかつどう かがわ ざいりようひ 創作的活動に係る材料費</p>	<p>じっぴそうとうがく 実費相当額</p>
<p>そうげいさーびす ていきよう かがわ ひよう 送迎サービスの提供に係る費用 (通常事業の実施地域以外の地域の場合)</p>	<p>なし 無</p>
<p>内 容</p>	<p>料 金</p>
<p>きゅうしょくさーびす ていきよう かがわ しょくじだい 給食サービスの提供に係る食事代</p>	<p>じっぴそうとうがく 実費相当額</p>
<p>そ の た にちじようせいかつ つうじようひつよう かがわ その他日常生活において通常必要となるものに係 る費用であって、<b>通所給付決定保護者</b>に負担させるこ とが<b>適当</b>と認められるものの<b>実費</b></p>	<p>じっぴそうとうがく 実費相当額</p>



7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の5日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い

期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

1 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

2 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

3 児童発達支援計画の変更等「児童発達支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向

などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権・擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用支援を行います。
- ② 苦情解決体制の整備を行います。
- ③ 全ての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援に努めます。
- ⑤ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置  
 ・責任者(生活介護事業きつと 管理者：馬壁恵美) ・設置(社会福祉法人 未来波)
- ⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

## 10 身体拘束等の禁止

事業者は指定放課後等デイサービスの提供に当たっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催(虐待防止委員会と一体的に運用)及びその結果について従業者への周知
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 <small>ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ せんてい</small>	管理者 手島 正輝 <small>かんりしゃ てしま まさき</small>
---	---

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 障がい児又はその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

1 2 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な

場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるととも

に、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ② 前記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-926-6266 (10:00~18:00)

### 1.3 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人若水会 関谷クリニック		
医院長名	理事長 関谷博之		
所在地	大阪府八尾市東太子2丁目8番9号		
電話番号	072-990-0820		
診療科	整形外科・神経科・ リハビリテーション科	入院設備	なし

### 1.4 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県

市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行います。

市	市 町 村 名	八尾市役所
町	担 当 部 ・ 課 名	障害福祉課
村	電 話 番 号	072-924-3838

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、消防訓練を年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知機 有</li> <li>誘導灯 有</li> <li>ガス漏れ報知器 有</li> <li>非常通報装置 有</li> <li>非常用電源 有</li> <li>スプリンクラー 有</li> <li>カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> <li>震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日：平成29年1月27日 防災・防火管理責任者：手島 正輝
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名 タフビズ 保障の概要 事業活動総合保険

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定児童発達支援に係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

○第三者委員氏名：中村 孝子(街かどデイハウス 茶の間)

TEL:072-992-5337

○苦情受付窓口：嶽 星久斗(放課後等デイサービス クリオネ 児童指導員)

○苦情解決責任者：手島 正輝

(放課後等デイサービス クリオネ 管理者兼児童発達支援管理責任者)

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3) ① 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

<p>【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）</p>	<p>所在地 八尾市山城町5丁目2番10号 電話 072-926-6266 ファックス番号 072-926-9276 受付時間 午前10時～午後6時</p>
<p>【市町村の窓口】 （障がい児の居宅がある市町村の障がい福祉サービス担当部署の名称）</p>	<p>所在地 やおしほんまち ちょうめ ばん ごう 八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 072-924-3838 ファックス番号 072-924-4900 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 おおさかしちゅうおうくたにまち 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 げつ きんようび しゆくじつ のぞく 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時</p>

## 17 心身の状況の把握

指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 18 連絡調整に対する協力

児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

他の指定通所支援事業者等との連携。指定児童発達支援の提供に当たり、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 20 サービス提供の記録

① 指定児童発達支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。

② 指定児童発達支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い通所給付決定保護者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

2 1 指定児童発達支援内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

2 2 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>かんせんしょうたいさく 感染症対策</p>	<p>利用者がインフルエンザ・ノロウイルス等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡がでるまで事業所利用はできません。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。(A I U保険に加入する事をお勧めします)</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治活動 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>



2 3 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん	がつ	にち
-----------------	----	----	----

2 4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん	がつ	にち
-----------------	----	----	----

上記内容について、「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の

事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104

号）」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市南植松町1丁目27番8号		
	法人名	社会福祉法人 未来波		
	代表者	理事長	山西賀之	印
	事業所名	放課後等デイサービス クリオネ		
	説明者氏名	管理者・児童発達支援管理責任者 手島 正輝 印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用 申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者（児童）氏名		

代理人	住所	
	氏名	印